

# 第 1 7 回八幡市農業委員会議事録

令和 3 年 1 2 月 6 日（月） 午後 2 時 0 0 分

八幡市市役所 分庁舎 2 階 会議室 A

八幡市農業委員長 長 村 信 幸

前書は令和 3 年 1 2 月 6 日開催の第 1 7 回八幡市農業委員会総会の  
議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） \_\_\_\_\_

署名委員 （西村 伸一） \_\_\_\_\_

署名委員 （猪飼 美和子） \_\_\_\_\_

# 案 件

照 会 八幡農業振興地域整備計画の変更について  
(八幡市内里日向堂地内農振除外)  
(八幡市内里日向堂・上奈良長池地内農振除外)  
(八幡市戸津水戸城地内農振除外)  
(八幡市川口高原内農振除外)

議案第49号 農地法第3条許可申請審議の件  
議案第50号 農地法第5条許可申請審議の件  
議案第51号 非農地証明願承認の件  
議案第52号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)

報 告 農地法第5条届出書について  
合意解約通知書について

## 出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文
辻 典彦			

欠 席  
吉川 俊孝

## 出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智

欠 席  
なし

## 事務局

小西 道宏	小坂 富美子	梶浦 靖人
-------	--------	-------

議 長  
(長村会長)

ただ今より、第17回八幡市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の、農業委員の出席は、13名出席ですので、本総会は、成立  
しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の  
署名委員さんについては、議席番号4番 西村 伸一 委員と議席番号7番  
猪飼 美和子 委員にお願いします。

議 長	<p>八幡市から意見照会がありました「八幡農業振興地域整備計画の変更 について」を議題とします。</p> <p>まず始めに、意見照会の案件の進め方について農業委員、推進委員の 皆さまの意見を踏まえて考えたいと思っています。</p> <p>私、個人の意見といたしましては、今回の意見照会の案件が4案件と 多く、私自身も初めての事です。農振農用地の除外対象面積も大きく、 場所も点在しており、周辺農地への影響など調査する期間が必要だと感 じています。また、部会での内容や意見を踏まえ、この総会後に推進委 員の皆さまは現地確認を行うと聞いております。</p> <p>そのため、意見照会案件について、次回以降の総会で審議したいと考 えております。</p> <p>委員の皆さまのご意見はいかがでしょうか。</p>
委員一同	(異議ナシ)
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日の総会では、市より八幡農業振興地域整備計画の変更について概 要の説明のみをしてもらうこととしてよろしいか。</p>
委員一同	(異議ナシ)
議 長	それでは4つの案件について、一括して説明をお願いします。
農業振興課長	<p>八幡農業振興地域整備計画の変更について、事業計画概要（事業者、 場所、区域面積及び農振農用地の除外面積、予定建築物、対象地の選定 理由）を地区毎に説明。</p> <p>(八幡市内里日向堂地内農振除外) (八幡市内里日向堂・上奈良長池地内農振除外) (八幡市戸津水戸城地内農振除外) (八幡市川口高原地内農振除外)</p>
議 長	ただいまの市からの説明につきまして、ご質問等ございますか。
農業委員	地元で説明するためにも、説明いただいた内容のコピーをいただけな いか。事業の目的や利便性の説明があったが、除外するには、農振法の

<p>議 長</p>	<p>除外の5要件をみたしているから今回除外できるから受理していると思う。その説明の資料もほしい。また、今回意見を求めて、府と協議されるなど流れのフローチャートを教えてほしい。</p> <p>今受けた説明概要、農振除外の5要件及びフローチャートについて農業振興課で整理の上対応をお願いします。</p> <p>他に意見はございますか。</p> <p>(意見ナシ)</p> <p>おはかりいたします。</p> <p>照会案件であります「八幡農業振興地域整備計画の変更について」の4案件につきましては、すべて継続審査とすることとしてよろしいか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議ナシ)</p>
<p>議 長</p>	<p>また、総会後に推進委員並びにご希望の農業委員の方に現地確認いただく予定をしておりますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、「議案第49号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局 朗 読)</p> <p>申請物件の所在 八幡式部谷、地目は畑、面積991㎡ 外1筆 (合計 1,982㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏</p> <p>申請物件の所在 戸津東ノ口、地目は田、面積3,197㎡ 外3筆 (合計 7,311.24㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏</p> <p>申請物件の所在 内里今福、地目は田、面積1,402㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏外2名</p> <p>申請物件の所在 岩田茶屋ノ前、地目は田、面積1,290㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏</p> <p>譲受人である ○○ ○○氏、○○ ○○氏、○○ ○○氏外2名、○○ ○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。</p> <p>また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われまますので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>

議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、12月2日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第49号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第50号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といたします。 戸津南代の案件につきましては、「〇〇〇〇推進委員」に関連いたしますので、〇〇推進委員の退室をお願いします。  (〇〇推進委員退室)  事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 戸津南代、地目は田、面積1,284㎡の内20㎡ 外14筆 (合計 360㎡) 使用貸人 〇〇 〇〇氏 外17名 使用借人 〇〇〇〇株式会社 転用目的 地盤調査のための一時転用 許可日より3ヶ月  (法説明) 本件につきましては、事業地の擁壁の地耐力確認、設計を行う基礎情報を得ることを目的とした地盤調査のための一時転用で、転用期間は許可日より3ヶ月です。農地法第5条第2項ただし書き、農地法施行令第11条第1項第1号イに基づく一時的な利用に供するために行うものであり、利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められることから許可相当と考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、12月1日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。

農業委員	水戸城も含め意見照会案件については次の総会で審議することになりましたが、一時転用を先に審議するのは可能なのか順序が違うのでは。
事務局	一時転用につきましては、農振農用地内での申請は可能ですが、今回転用目的が、物流施設建設のための地盤調査だったため、市に農振除外申請書の提出と同時期に申請をするよう事業者に伝えておりました。 今回地権者より、農振除外申請書の提出があり、地権者の100%同意も確認できたため、申請を受付したものです。
農業委員	わかりました。
議長	それでは「異議ナシ」でよろしいでしょうか
委員一同	(異議ナシ)
議長	「異議ナシ」でございますので、「議案第50号 農地法第5条許可申請審議の件」の戸津南代外の案件につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見を附して、京都府知事に進達いたします。 それでは、〇〇推進委員の入室をお願いします。  (〇〇推進委員入室)
議長	続きまして、「議案第50号 農地法第5条許可申請審議の件」の残りの案件を議題といたします。 それでは事務局に説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 内里東山川、地目は田、面積690㎡ 譲渡人 〇〇 〇〇氏 譲受人 株式会社〇〇〇〇 転用目的 露天資材置場  (法説明) 本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。(2種農地)
議長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用部会長	ただ今の案件につきましても、審議した結果、部会として異議はありません。
議長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。

	他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第50号 農地法第5条許可申請審議の件」の内里東山川の案件につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第51号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 願出物件の所在 下奈良下三床、地目は田、面積19㎡ 願出人 ○○ ○○氏
	(法説明) 本件につきましては、昭和56年度より用悪水路として使用されていたためであります。 非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきましても、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第51号 非農地証明願承認の件」について、承認することといたします。
議 長	次に「議案第52号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。 本件は、「○○○○委員」に関連いたしますので、○○委員の退室をお願いします。
	(○○委員退出)
議 長	事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 特例を受けている農地の所在 内里巽ノ口、地目は畑、

	<p>面積 614.72 m<sup>2</sup> 特例を受けている相続人 ○○ ○○氏</p> <p>(法説明) 本件は、納税猶予の期間が20年を迎え、相続税免除確定の最後の利用状況確認でございます。当該地はそれぞれ農地として良好に管理されており問題はありません。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、現地確認を行った上、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第52号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」については、承認することといたします。 それでは、○○委員の入室をお願いします。</p> <p>(○○委員 入室)</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>事務局 報 告 (農地法第5条届出書について) 届出物件の所在 美濃山宮道、地目は畑、面積337 m<sup>2</sup> 譲渡人 ○○ ○○氏、 譲受人 ○○ ○○氏 転用目的 住宅建築</p> <p>届出物件の所在 八幡安居塚、地目は山林、面積330 m<sup>2</sup> 譲渡人 ○○ ○○氏、 譲受人 ○○ ○○氏 転用目的 住宅建築</p> <p>両案件とも、住宅建築の転用目的で令和3年10月15日に届出があり、10月26日付けで受理通知を行いました。</p> <p>(合意解約通知書について)</p>



議 長	その他事務局からの報告がございます。
事務局	照会案件の現地確認について説明
議 長	最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第17回八幡市農業委員会総会を終了いたします。